

2 0 2 7 年度①

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に、「次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない」と定められており、同条第4号に、「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が挙げられている。この欠格条項に関連して、同法第76条に、「職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する」と定められている。これらの規定には、「人事院規則で定める場合を除くほか」とも定められているが、現行の人事院規則には、国家公務員法第38条第4号の規定の適用を除外する趣旨の規定がないものとする。なお、同号の「加入した者」という文言は、同法第102条第3項に、「職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない」と定められているのは異なり、どのような「構成員」でも「加入した者」には該当すると見立てることができる。

国家公務員Xは、国家公務員になる以前から世界史の研究会に「役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員」以外の「構成員」として所属しており、研究会の主宰者Aがフランス革命やロシア革命にあこがれるあまり研究会を代表して公然と「政府を暴力で破壊することを主張する」ようになって以降も脱退していないという事実が判明したことにより「当然失職」したとする。国家公務員法第38条第4号の規定が、このようなXに適用される場合の憲法適合性について論じなさい。

Ⅱ 内閣総理大臣Xは、A国が日本企業の先端半導体技術を軍事転用しているとの情報機関の報告を受けた。報告を受けた翌日、Xは、経済産業行政を所管する経済産業大臣Yに対し、「A国向けの先端半導体関連製品の輸出について、新規許可申請の受付を1か月間停止するよう、関係業界団体及び輸出事業者に要請せよ」との指

示をした（以下、「本件指示」という。）。

経済安全保障に関する輸出管理については、かねてより内閣において議論されていたところ、輸出規制の基本方針については、閣議決定を踏まえ、関係省庁を通じて示されていた。もっとも、A国に対する本件措置については、閣議での審議・決定は一切行われていなかった。

野党は、本件指示について、「閣議を経ない独断的対応である」、「日本企業の海外取引や輸出産業への影響を十分に考慮していない」といった強い批判を加えた。こうした批判を受け、内閣と野党との間の緊張が高まり、国会運営にも影響が及んだ。その後、Xを首班とする内閣は、衆議院議員の任期満了前に憲法第7条3号に基づいて衆議院を解散する決定を行った。

以上の事例につき、以下の各設問に答えなさい。

設問(1) 本件指示が、内閣総理大臣の権限の行使として許されるかについて、参考とすべき判例に言及しつつ論じなさい。

設問(2) 内閣が、憲法第69条の場合以外に、天皇の国事行為を規定する憲法第7条3号に基づき衆議院の解散を決定することができるという見解（7条解散説）の適否について論じなさい。